

# 商工中金からのお知らせ

## SHOKO CHUKIN BANK



平成 26 年 2 月 21 日  
商 工 中 金

### 【商工中金でんさいサービスをご利用のお客さま】

#### でんさい残高証明書（定例発行方式）の取扱いについて

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）では、平成 26 年 2 月 24 日（月）から定例発行方式によるでんさい残高証明書の取扱いを開始します。

でんさい残高証明書（定例発行方式）の概要および当金庫におけるお申込み受付方法等は以下のとおりです。

	でんさい残高証明書（定例発行方式）	
	定例的な発行を希望される場合	先日付の発行を希望される場合
基準日	請求日以降の定期的な日付を指定 （例：平成 26 年 3 月 1 日に、毎年 3 月末日を指定）	請求日以降の日付を指定 （例：平成 26 年 3 月 1 日に、平成 26 年 3 月 31 日を指定）
発行方法	基準日に定例的に発行	基準日に 1 回発行
手続方法	お取引店まで書面でお申込みください。	
発送方法	基準日から 15 銀行営業日以内に、株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）から簡易書留で発送されます。	
発行手数料	1 通あたり 1,575 円（消費税込）	

※残高証明書（定例発行方式）は、証明基準日の前営業日の所定の時間までにお申込みください。

証明基準日がお申込日以前の場合には残高証明書（都度発行方式）にてお申し込みください。

※でんさいの残高証明書の発行について、詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

※商工中金でんさいサービスについては[こちら](#)をご覧ください。

詳しくはお取引店または商工中金 E B サポートデスクまでお気軽にお問い合わせください。

商工中金 E B サポートデスク

フリーダイヤル 0120-439-041

■ご利用時間 9:00～19:00（銀行休業日を除く）■